

令和 8 年 3 月 27 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|------|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式） 1 件、
屋外式（R F 式）ガス給湯器（L P ガス用） 1 件、ガストーチ 1 件） | 3 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気シェーバー 1 件、電動アシスト自転車 1 件） | 2 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち A C アダプター 1 件、リチウム電池内蔵充電器 4 件、
電動工具（鉄筋カッター、充電式） 1 件、電子レンジ 1 件、
エアコン（室外機） 3 件、携帯電話機（スマートフォン） 1 件、
プロジェクター 1 件、蛍光灯 1 件、
サイドテーブル（昇降式、ベッド用） 1 件、
運動器具（ルームランナー） 1 件、水槽用ろ過器 1 件） | 16 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）について
（管理番号：A202501405）

①事象について

自宅の駐輪場で、ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリー内部の劣化等により、バッテリー内部から発火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）4月5日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202501405）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、バッテリー型番、販売期間、対象台数

製品名	バッテリー 型番	販売期間	対象 台数
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0T 型） 12. 3Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社）	X0T-00 X0T-20	2016 年 8 月 ～ 2022 年 3 月	230, 534
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0U 型） 15. 4Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社/豊田 TRIKE 株 式会社）	X0U-00 X0U-20		14, 302
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C301 型） 12. 3Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社/ 株式会社あさひ「LOUIS GARNEAU ブランド」）	X0T-10 X0T-30		58, 952
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C400 型） 15. 4Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	X0U-30		1, 872
合 計			305, 660

2022 年（令和 4 年）4 月 5 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：69.4%（2026 年 2 月 28 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2016 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	11	火災	2020年度	4	火災
2024年度	7	火災	2019年度	0	—
2023年度	9	火災	2018年度	0	—
2022年度	20	火災	2017年度	0	—
2021年度	14 1	火災 火災・軽傷	2016年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202501405）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

バッテリー本体に貼り付けられているラベルに記載の『バッテリー型番』及び『製造ロット』の両方が一致した場合は、無償交換の対象製品となります。

※対象製造ロットに記載のないバッテリーは、無償交換の対象外です。

<バッテリー型番と製造ロット記載位置>



<無償交換対象製品のバッテリー型番>

販売者	バッテリー型番
ヤマハ発動機販売株式会社	X0T-00、X0T-20 X0U-00、X0U-20
ブリヂストンサイクル株式会社	X0T-10、X0T-30 X0U-30
豊田TRIKE株式会社	X0U-20
株式会社 あさひ (LOUIS GARNEAUブランド)	X0T-10、X0T-30

<無償交換対象製品の製造ロット>

BUK1	UH24	UK02	UL16	VB02	VC01	VD05	VF05	VG12	VI04	VJ07	VK28	YVC1
BUK2	UH26	UK04	UL17	VB03	VC02	VD08	VF06	VG13	VI05	VJ09	VK29	YVC3
BUL2	UI05	UK06	UL19	VB04	VC03	VD10	VF07	VG14	VI07	VJ12	VK30	YVD0
BVA0	UI06	UK07	UL20	VB07	VC04	VD11	VF08	VG17	VI08	VJ13	VL01	YVD1
BVB1	UI14	UK08	UL21	VB08	VC08	VD17	VF09	VG18	VI09	VJ14	VL05	YVD2
BVB2	UI16	UK10	UL22	VB09	VC09	VD18	VF10	VG21	VI11	VJ16	VL06	YVE0
BVC0	UI17	UK11	UL24	VB10	VC10	VD21	VF13	VG22	VI12	VJ17	VL07	YVE1
BVC1	UI19	UK14	UL26	VB11	VC11	VD24	VF14	VG24	VI13	VJ18	VL15	YVE2
BVC2	UI23	UK18	UL27	VB12	VC12	VD28	VF15	VG25	VI15	VJ20	VL18	YVF0
BVC3	UI24	UK19	UL28	VB13	VC13	VE02	VF17	VG27	VI16	VJ23	VL19	YVF2
BVF0	UI27	UK21	UL29	VB14	VC14	VE03	VF19	VH01	VI18	VJ24	VL21	YVG1
BVI0	UI30	UK22	VA03	VB15	VC15	VE10	VF20	VH07	VI19	VJ25	VL22	YVH1
BVJ0	UJ06	UK23	VA04	VB16	VC16	VE13	VF21	VH08	VI20	VJ26	VL28	YVI1
BVJ1	UJ07	UK24	VA05	VB17	VC17	VE15	VF22	VH10	VI21	VJ30	WB23	YVI3
UH09	UJ11	UK28	VA09	VB18	VC18	VE19	VF24	VH11	VI22	VJ31	WC05	YVJ0
UH11	UJ13	UK30	VA11	VB19	VC20	VE20	VF26	VH12	VI23	VK06	WC06	YVJ1
UH12	UJ14	UL01	VA12	VB20	VC21	VE22	VF27	VH15	VI25	VK07	WD04	YVJ2
UH13	UJ17	UL02	VA14	VB21	VC23	VE23	VG03	VH16	VI26	VK14	WF01	YVL2
UH15	UJ18	UL03	VA16	VB22	VC24	VE25	VG04	VH18	VI27	VK17	WL29	
UH16	UJ25	UL05	VA18	VB23	VC25	VE26	VG06	VH19	VI28	VK20	YUI1	
UH17	UJ26	UL06	VA20	VB24	VC28	VE27	VG07	VH20	VI29	VK22	YVA0	
UH19	UJ28	UL07	VA21	VB25	VC29	VE31	VG08	VH24	VI30	VK23	YVB1	
UH22	UJ31	UL08	VA22	VB26	VC30	VF01	VG10	VH28	VJ02	VK24	YVB2	
UH23	UK01	UL14	VA24	VB27	VD01	VF03	VG11	VH30	VJ05	VK27	YVC0	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ヤマハ発動機株式会社及び豊田 TRIKE 株式会社のバッテリーをお持ちの方
ヤマハ発動機「PAS」バッテリー（X0T/X0U）無償交換 お客様コールセンター
電 話 番 号：0120(772)780
受 付 時 間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）
ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2022-04-05/>

ブリヂストンサイクル株式会社及び株式会社あさひのバッテリーをお持ちの方
電動アシスト自転車用バッテリー（C301/C400）無償交換 お客様コールセンター
電 話 番 号：0120(220)566
受 付 時 間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）
ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2022/10537>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501402	令和8年2月17日	令和8年3月24日	石油ストーブ(開放式)	SX-C21	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501406	令和6年11月30日	令和8年3月25日	屋外式(RF式)ガス給湯器(LPガス用)	RUX-1616W-E	リンナイ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から25年以上経過した製品 令和6年12月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月16日
A202501408	令和3年10月24日	令和8年3月25日	ガストーチ	IF-GASB-920	フォルモサイントーナショナルジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災 軽傷2名	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和4年3月11日に公表したカセットボンベに関する事故(A202100939)と同一 令和3年11月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501396	令和8年1月8日	令和8年3月24日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月13日
A202501405	令和8年3月4日	令和8年3月25日	電動アシスト自転車	PA24NXLDX	ヤマハ発動機株式会社	火災	自宅の駐輪場で、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和4年4月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:69.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501388	令和8年2月24日	令和8年3月23日	ACアダプター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和8年3月17日に公表した発電モニタ（太陽光発電システム用）に関する事故（A202501352）と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月9日
A202501389	令和8年2月10日	令和8年3月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製の充電器を接続して充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月16日
A202501390	令和8年3月7日	令和8年3月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災	娯楽施設で、当該製品で携帯端末を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
A202501391	令和7年12月2日	令和8年3月23日	電動工具（鉄筋カッター、充電式）	重傷・視覚障害の後遺症1名	建築現場で当該製品を使用中、当該製品の部品が割れて目に当たり、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月2日
A202501392	令和8年3月9日	令和8年3月23日	電子レンジ	火災	店舗の休憩室で異臭及び異音が生じたため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202501393	令和7年12月12日	令和8年3月23日	エアコン（室外機）	火災	当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年12月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501394	令和8年3月11日	令和8年3月23日	携帯電話機（スマートフォン）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202501395	令和8年2月13日	令和8年3月23日	プロジェクター	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月16日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501397	令和8年3月15日	令和8年3月24日	エアコン(室外機)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202501398	令和7年4月24日	令和8年3月24日	蛍光灯	火災	商業施設で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202501399	令和8年3月9日	令和8年3月24日	サイドテーブル(昇降式、ベッド用)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品の天板に手を付いたところ、当該製品が折れて、転倒、胸部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202501400	令和7年4月23日	令和8年3月24日	運動器具(ルームランナー)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和7年12月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月11日
A202501401	令和8年2月13日	令和8年3月24日	水槽用ろ過器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月12日
A202501403	令和8年3月5日	令和8年3月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501404	令和8年1月29日	令和8年3月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異音がしたため、当該製品に水をかけたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501407	令和8年3月12日	令和8年3月25日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし